

農業施策等に関する意見書を提出

昨年10月28日、農業委員会等に関する法律に基づき、市に対して令和7年度農業施策等に関する意見書を提出しました

1 遊休農地の発生予防、解消対策の強化

担い手不足や高齢化により、農地の保全管理は限界にきており、新たな遊休農地の発生が懸念される。遊休農地が増加することで、雑草の繁茂、病害虫の発生に繋がり、周辺農作物への影響が甚大となることから、市として遊休農地の発生予防、解消対策を総合的に実施すること。また、市内全ての農地を維持管理する取り組みに対して支援を講ずるよう強く国・県に働きかけること。

2 農地中間管理事業の推進

農地中間管理事業への移行による事務負担の軽減について
中間管理事業への移行の手続きにおいて、書類作成の負担の軽減に努めるとともに、担い手

の誘致や借受農地管理事業の活用を積極的に行うこと。

3 農地対策の強化

(1) 農業農村整備事業予算の確保について

担い手への農地の利用集積を促進し、効率的で低コストな農業経営を確立するためには、ほ場の大区画化や農業水利施設の改修・更新が不可欠である。事業の採択要件の緩和と農業者の負担軽減に配慮するとともに、農業農村整備事業予算の確保について国・県に働きかけること。
また、大区画整備や畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水整備等の農地耕作条件改善事業の活用を推し進めること。

(2) 多面的機能交付金支払事業の継続及び農地の保全支援について

多面的機能交付金支払事業等においては、今後も安心して取組が継続されるよう、事務の簡素化などの負担軽減や予算確保を国や県に働きかけること。また、

農地集積化が進む一方で除草・水管理に無関心な所有者が増加している。農地保全の重要性について農地所有者へ啓発するとともに、地域や担い手が農地の保全作業を行った場合の支援について国や県に要望すること。

(3) 自然災害等の対策について

自然災害等により、被災した農地や農業用施設の早期復旧に向けた取組への支援の強化とともに、災害復旧事業等の要件に該当しない被害であっても対応できる保険制度等の仕組みや支援について検討すること。また、災害等による溢水等被害の軽減のため、用排水等の改修や保全管理・安全対策について予算措置を強化すること。

(4) 用水の水量確保対策について

近年、猛暑によるコメの品質低下が憂慮されているなか、用水下流域では高温対策に必要な水量が確保できない事例も発生していることから、必要水量が確保できるよう支援や対策を行うこと。

4 担い手・新規農業者への支援強化

(1) 担い手、新規農業者支援の拡充

農業の担い手・新規就農者の確保は、高岡市の農業を維持していくうえで必要不可欠である。次世代の人材確保のため、農業への参入を若年層から高齢層まで幅広く確保し、地域への定着に繋げる施策を進めること。また、新規就農者が早期に利益を確保できるような補助制度等の創設や、担い手がい勝手のよい支援策の創設・拡充を進めること。

(2) スマート農業の普及促進

スマート農業の地域への普及の促進のため、積極的な支援を講ずるとともに次世代無線通信規格やローカル5Gの運用に向けた施策を進めること。

(3) 農福連携の推進

農福連携の推進に向け、働きやすい環境を整備するための事業要件の緩和や支援を国や県に働きかけること。また、農福連携に参入しやすくなるため各関係機関への広報活動や相談窓口の充実を図ること。

5 農業者の経営安定対策の充実

(1) 生産資材価格の高騰に係る対策や支援

持続可能な農業経営のためには、従来の生産物コストに加え、原油高・円安進行・海上運賃値上げ等の影響による生産資材価格の高騰、最低賃金の見直しなど人件費上昇等を考慮した価格形成を行うことが必要である。国民の理解を得られるような適正価格形成の仕組みを国に構築するよう県に強く働きかけること。

(2) 「産地交付金」の充実及び小規模農業者への支援

「産地交付金」については、十分な額の配分を国・県に働きかけるとともに、農業者の営農意欲を損なわないよう幅広い品目について県独自の支援措置を講じるよう働きかけること。また、生産条件が不利な市街化区域や中山間地域等で農業を営む意欲ある小規模農業者も含めた多様な農業者の所得向上が図られるよう支援策を講ずること。

6 鳥獣防止対策への支援強化

イノシシ等の野生鳥獣による農作物等への被害は、生産意欲の減退に強く繋がっている。市は、鳥獣被害のあった農地への支援や被害防止の取り組みを強化すること。①狩猟免許取得者の負担軽減に配慮した捕獲に携わる担い手の確保及び技術向上に向けた支援②ICT等を活用した最新技術の導入に対する支援③捕獲後の迅速な廃棄処理に対して支援措置の強化。

7 6次産業化の推進

農業経営の多角化・高度化を進めるには、生産された農産物を商品加工し、より付加価値を高め、流通・販売する農業の6次産業化が有効な手段である。新商品の開発や販路の拡大、加工施設等の整備に対する県単独の補助事業を拡大するよう県へ強く働きかけるとともに、一般企業等の農業部門への参入を促すなど農業の6次産業化を推進すること。

新任委員紹介

新たに農業委員、農地利用最適化推進委員に就任されました

農地利用最適化推進委員

農業委員



北般若 中島 清志

戸出吉住470
☎63-1654

令和7年1月1日就任



石堤 山本 誠

石堤575
☎31-2923

令和7年2月1日就任



左から角田市長、北川会長、石王職務代理人

農地を貸し借りする場合の手続きについて

農地を貸し借りする場合の手続きには、次の方法があります。

① 農地法第3条の許可を受ける方法

② 農地中間管理事業（農地バンクを通じた契約）による方法

※現在、利用権設定等促進事業（相対契約）による農地の貸し借りを行っていて、契約期間を迎えた後、引き続き貸し借りを希望される場合は、②の農地中間管理事業による方法への移行手続きをお願いします。

【問い合わせ先】 ① 農業委員会事務局 ☎20-1473
② 農業水産課 ☎20-1308